

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月22日
【四半期会計期間】	第106期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)
【会社名】	株式会社 青森銀行
【英訳名】	The Aomori Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 浜 谷 哲
【本店の所在の場所】	青森市橋本一丁目9番30号
【電話番号】	代表 青森(017)777局1111番
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 出 町 文 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町四丁目4番10号 株式会社青森銀行 東京事務所
【電話番号】	代表 東京(03)3270局3587番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 長 内 琢 己
【縦覧に供する場所】	株式会社青森銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町四丁目4番10号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度 中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	平成24年度 中間連結 会計期間 (自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	平成25年度 中間連結 会計期間 (自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	平成23年度 (自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	平成24年度 (自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	27,398	25,395	24,652	53,142	50,519
連結経常利益	百万円	4,099	4,024	4,463	6,695	8,121
連結中間純利益	百万円	1,932	2,274	2,552	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	3,498	4,304
連結中間包括利益	百万円	3,797	4,361	1,204	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	9,409	13,152
連結純資産額	百万円	88,652	97,105	105,466	93,741	104,814
連結総資産額	百万円	2,387,958	2,497,153	2,531,973	2,453,544	2,543,003
1株当たり純資産額	円	400.85	441.38	481.00	423.50	480.69
1株当たり中間純利益金額	円	9.31	11.00	12.52	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	16.89	20.91
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	9.30	10.99	12.51	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	16.87	20.88
自己資本比率	%	3.46	3.62	3.87	3.56	3.84
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	42,978	91,933	40,621	1,025	107,393
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	53,524	87,637	26,879	24,426	31,474
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	21,200	1,013	552	21,742	2,056
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高	百万円	59,070	48,956	51,504	45,679	119,554
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,581 [802]	1,541 [791]	1,510 [773]	1,535 [800]	1,498 [777]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1. 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第104期中	第105期中	第106期中	第104期	第105期
決算年月		平成23年 9 月	平成24年 9 月	平成25年 9 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
経常収益	百万円	21,759	20,156	19,201	42,202	40,151
経常利益	百万円	3,641	3,447	3,730	5,819	6,907
中間純利益	百万円	1,906	2,257	2,478	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	3,478	4,276
資本金	百万円	19,562	19,562	19,562	19,562	19,562
発行済株式総数	千株	211,121	211,121	207,121	211,121	207,121
純資産額	百万円	81,573	89,418	96,904	86,415	96,712
総資産額	百万円	2,370,610	2,479,182	2,514,095	2,436,938	2,526,508
預金残高	百万円	2,094,709	2,149,177	2,166,788	2,150,825	2,193,919
貸出金残高	百万円	1,373,389	1,419,492	1,472,168	1,419,710	1,474,065
有価証券残高	百万円	830,272	892,060	868,764	803,392	845,555
1 株当たり中間純利益金額	円	9.18	10.92	12.16	—	—
1 株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	16.80	20.77
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	9.17	10.91	12.15	—	—
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	16.78	20.74
1 株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.00	6.00	6.00
自己資本比率	%	3.43	3.60	3.85	3.54	3.82
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,472 [769]	1,441 [755]	1,415 [733]	1,433 [767]	1,399 [743]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、平成25年 7 月 1 日付であおぎんディーシーカードを存続会社とし、あおぎんクレジットカード株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、あおぎんカードサービス株式会社に商号を変更しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日～平成25年9月30日）の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、譲渡性預金を含む総預金は、法人預金等は増加したものの、金融預金の減少により前連結会計年度末比64億円減少し2兆3,186億円となりました。貸出金は、主に公共貸出の減少等により、前連結会計年度末比15億円減少し1兆4,654億円となりました。有価証券は、前連結会計年度末比231億円増加し8,688億円となりました。

損益勘定につきましては、経常収益は貸出金利息及び債券売却益の減少等により、前年同四半期比7億43百万円減収の246億52百万円となりました。また経常費用は、与信費用及び有価証券関係損失の減少等により、前年同四半期比11億82百万円減少の201億88百万円となりました。この結果、経常利益は前年同四半期比4億39百万円増益の44億63百万円となり、中間純利益についても、前年同四半期2億78百万円増益の25億52百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（銀行業務）

銀行業務の経常収益は、貸出金利息及び債券売却益の減少等により、前年同四半期比9億73百万円減収の192億26百万円となりました。一方セグメント利益は、与信費用及び株式売却損が減少したことから、前年同四半期比2億89百万円増益の37億56百万円となりました。

（リース業務）

リース業務の経常収益は、前年同四半期比1億72百万円減収の25億3百万円となりました。またセグメント利益は、前年同四半期比14百万円減益の1億92百万円となりました。

（その他の業務）

その他の業務の経常収益は、信用保証業務において貸倒引当金戻入益が発生したことから、前年同四半期比3億48百万円増収の33億87百万円となりました。またセグメント利益は、前年同四半期比1億68百万円増益の5億23百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は前年同四半期比7億11百万円減少の141億47百万円となりました。これは貸出金の利回り低下等により資金運用収益が前年同四半期比7億7百万円減少したことによるものであります。また役務取引等収支は、投資信託の販売手数料の増加等による役務取引等収益の増加により、前年同四半期比46百万円増加し17億41百万円となり、その他業務収支は、債券売却益の減少等により前年四半期比4億56百万円減少し1億20百万円となりました。

国際業務部門の資金運用収支は、資金運用収益の減少により前年同四半期比15百万円減少の1億79百万円となりました。また、その他業務収支は、前年同四半期比41百万円減少し 12百万円となりました。

この結果合計では、資金運用収支は前年同四半期比7億26百万円減少の143億26百万円、役務取引等収支は前年同四半期比43百万円増加の17億40百万円、その他業務収支は前年同四半期比4億97百万円減少の1億8百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	14,858	194	15,052
	当第2四半期連結累計期間	14,147	179	14,326
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	16,049	240	32 16,257
	当第2四半期連結累計期間	15,342	224	25 15,541
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,190	46	32 1,204
	当第2四半期連結累計期間	1,195	44	25 1,215
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	1,695	2	1,697
	当第2四半期連結累計期間	1,741	0	1,740
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,761	11	2,773
	当第2四半期連結累計期間	2,828	9	2,838
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,066	9	1,075
	当第2四半期連結累計期間	1,087	10	1,097
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	576	29	605
	当第2四半期連結累計期間	120	12	108
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	576	31	607
	当第2四半期連結累計期間	176	32	208
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	-	1	1
	当第2四半期連結累計期間	55	45	100

(注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は代理業務による収益が増加したこと等から、前年同四半期比67百万円増加し28億28百万円となり、役務取引等費用は前年同四半期比21百万円増加し10億87百万円となりました。

国際業務部門の役務取引等収益は前年同四半期比2百万円減少の9百万円となり、役務取引等費用については前年同四半期比1百万円増加の10百万円となりました。

この結果合計では、役務取引等収支は前年同四半期比43百万円増加の17億40百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,761	11	2,773
	当第2四半期連結累計期間	2,828	9	2,838
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,311	—	1,311
	当第2四半期連結累計期間	1,334	—	1,334
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	684	11	695
	当第2四半期連結累計期間	668	9	678
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	36	—	36
	当第2四半期連結累計期間	18	—	18
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	647	—	647
	当第2四半期連結累計期間	730	—	730
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	46	—	46
	当第2四半期連結累計期間	43	—	43
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	35	0	35
	当第2四半期連結累計期間	33	0	33
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,066	9	1,075
	当第2四半期連結累計期間	1,087	10	1,097
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	157	9	166
	当第2四半期連結累計期間	154	10	164

(注) 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,139,932	5,560	2,145,493
	当第2四半期連結会計期間	2,157,299	4,690	2,161,990
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,082,709	—	1,082,709
	当第2四半期連結会計期間	1,099,300	—	1,099,300
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,041,887	—	1,041,887
	当第2四半期連結会計期間	1,042,021	—	1,042,021
うちその他	前第2四半期連結会計期間	15,335	5,560	20,896
	当第2四半期連結会計期間	15,977	4,690	20,668
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	142,020	—	142,020
	当第2四半期連結会計期間	156,660	—	156,660
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,281,952	5,560	2,287,513
	当第2四半期連結会計期間	2,313,959	4,690	2,318,650

(注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,412,643	100.00	1,465,489	100.00
製造業	141,325	10.00	142,723	9.74
農業、林業	6,957	0.49	6,799	0.46
漁業	4,913	0.35	4,740	0.32
鉱業、採石業、砂利採取業	6	0.00	3	0.00
建設業	44,606	3.16	45,263	3.09
電気・ガス・熱供給・水道業	27,662	1.96	22,884	1.56
情報通信業	11,089	0.78	13,450	0.92
運輸業、郵便業	52,511	3.72	52,080	3.55
卸売業、小売業	139,257	9.86	136,659	9.33
金融業、保険業	72,869	5.16	74,415	5.08
不動産業、物品賃貸業	89,024	6.30	92,696	6.33
各種サービス業	126,962	8.99	127,272	8.69
政府・地方公共団体	411,265	29.11	458,177	31.26
その他	284,190	20.12	288,320	19.67
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,412,643	—	1,465,489	—

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、期中680億50百万円減少して、第2四半期末残高は515億4百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金収支は、コールローンの増加等により、前年同四半期比1,325億54百万円減少し、406億21百万円の減少となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金収支は、有価証券の取得による支出の減少等により、前年同四半期比607億58百万円増加し、268億79百万円の減少となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金収支は、自己株式の取得による支出の減少等により、前年同四半期比4億61百万円増加し、5億52百万円の減少となりました。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 . 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	17,244	16,055	1,189
経費(除く臨時処理分)	12,049	12,130	81
人件費	6,357	6,321	36
物件費	5,038	5,137	99
税金	653	671	18
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5,194	3,924	1,270
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,194	3,924	1,270
一般貸倒引当金繰入額	513	88	425
業務純益	5,708	4,013	1,695
うち債券関係損益	575	79	496
臨時損益	2,261	283	1,978
株式等関係損益	712	256	968
不良債権処理額	1,222	217	1,005
貸出金償却	90	—	90
個別貸倒引当金繰入額	924	102	822
その他の債権売却損等	207	114	93
貸倒引当金戻入益	—	—	—
償却債権取立益	0	4	4
その他臨時損益	326	327	1
経常利益	3,447	3,730	283
特別損益	30	33	3
うち固定資産処分損益	28	22	6
税引前中間純利益	3,417	3,697	280
法人税、住民税及び事業税	32	177	145
法人税等調整額	1,127	1,040	87
法人税等合計	1,159	1,218	59
中間純利益	2,257	2,478	221

(注) 1 . 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 . 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 . 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 . 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 . 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 . 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

２．利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.35	1.24	0.11
(イ)貸出金利回	1.68	1.51	0.17
(ロ)有価証券利回	0.99	0.96	0.03
(2) 資金調達原価	1.11	1.07	0.04
(イ)預金等利回	0.08	0.08	0.00
(ロ)外部負債利回	0.36	0.26	0.10
(3) 総資金利鞘 -	0.24	0.17	0.07

(注) １．「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

２．「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

３．ＲＯＥ(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前・のれん償却前)	13.45	9.84	3.61
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前)	13.45	9.84	3.61
業務純益ベース	14.78	10.06	4.72
中間純利益ベース	5.84	6.21	0.37

４．預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,149,177	2,166,788	17,611
預金(平残)	2,143,112	2,177,113	34,001
貸出金(末残)	1,419,492	1,472,168	52,676
貸出金(平残)	1,405,466	1,462,902	57,436

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,543,850	1,563,336	19,486
法人	599,765	598,761	1,004
計	2,143,616	2,162,097	18,481

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	282,598	285,019	2,421
その他ローン残高	31,916	32,267	351
計	314,514	317,286	2,772

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	727,618	723,716	3,902
総貸出金残高	百万円	1,419,492	1,472,168	52,676
中小企業等貸出金比率	/ %	51.25	49.15	2.10
中小企業等貸出先件数	件	89,348	89,608	260
総貸出先件数	件	89,653	89,931	278
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.65	99.64	0.01

- (注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	6	51	1	18
信用状	6	59	6	46
保証	789	16,995	722	16,016
計	801	17,107	729	16,081

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年 9 月30日	平成25年 9 月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	19,562	19,562
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	12,916	12,916
	利益剰余金	46,380	48,610
	自己株式（ ）	1,667	907
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（ ）	623	617
	その他有価証券の評価差損（ ）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	57	71
	連結子法人等の少数株主持分	6,466	7,273
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（ ）	—	—
	のれん相当額（ ）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	83,092	86,909
	繰延税金資産の控除金額（ ）	—	—
	計（ A ）	83,092	86,909
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注1）	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	2,126	2,128
	一般貸倒引当金	5,941	6,319
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	10,000	10,000
	計	18,068	18,448
控除項目	うち自己資本への算入額（ B ）	17,128	17,173
	控除項目（注4）（ C ）	955	730
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ）（ D ）	99,265	103,352
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	719,625	727,903
	オフ・バランス取引等項目	16,363	17,923
	信用リスク・アセットの額（ E ）	735,988	745,826
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 （（ G ） / 8 %）（ F ）	64,348	61,449
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（ G ）	5,147	4,915
	計（ E ） + （ F ）（ H ）	800,336	807,275
連結自己資本比率（国内基準） = D / H × 100（ % ）		12.40	12.80
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（ % ）		10.38	10.76

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日 金額(百万円)	平成25年9月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	19,562	19,562
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	12,916	12,916
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	6,646	6,646
	その他利益剰余金	38,543	40,694
	その他	—	—
	自己株式()	1,667	907
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額()	623	617
	その他有価証券の評価差損()	—	—
	新株予約権	57	71
	営業権相当額()	—	—
	のれん相当額()	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	75,434	78,366
	繰延税金資産の控除金額()	—	—
	計 (A)	75,434	78,366
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	2,126	2,128
	一般貸倒引当金	5,037	5,555
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	10,000	10,000
控除項目	計	17,164	17,683
	うち自己資本への算入額 (B)	17,008	17,056
自己資本額	控除項目(注4) (C)	955	730
	(A) + (B) - (C) (D)	91,487	94,692
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	700,779	709,424
	オフ・バランス取引等項目	16,363	17,923
	信用リスク・アセットの額 (E)	717,142	727,348
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	63,900	61,214
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,112	4,897
	計 (E) + (F) (H)	781,043	788,562
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.71	12.00
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.65	9.93

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
2. 危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
3. 要管理債権
要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
4. 正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	92	66
危険債権	223	253
要管理債権	46	55
正常債権	14,110	14,617

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,000,000
計	294,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	207,121,615	同 左	東京証券取引所 第1部	単元株式数は1,000株であります。
計	207,121,615	同 左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月26日
新株予約権の数(個)	1,409(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,900(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年7月30日～平成55年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 235円 資本組入額 118円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目日が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、平成54年7月30日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記（注4）に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前ににおいて残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注2）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される各新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
前記（注3）に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

再編対象会社は、以下のＡ．からＥ．の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

Ａ．再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

Ｂ．再編対象会社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

Ｃ．再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

Ｄ．再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

Ｅ．新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年 9月30日	—	207,121	—	19,562	—	12,916

(6) 【大株主の状況】

平成25年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号	8,462	4.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号	8,102	3.91
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 3 号	6,156	2.97
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号	5,089	2.45
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号	4,836	2.33
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号	4,769	2.30
青森銀行職員持株会	青森県青森市橋本一丁目 9 番30号	4,540	2.19
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	3,080	1.48
田中建設株式会社	青森県十和田市東一番町 2 番50号	2,570	1.24
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,462	1.18
計	—	50,069	24.17

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,130,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 204,643,000	204,643	同 上
単元未満株式	普通株式 1,348,615	—	同 上
発行済株式総数	207,121,615	—	—
総株主の議決権	—	204,643	—

(注) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表においては、当行と従業員持株ESOP信託口が一体であるとする会計処理に基づき、当中間(連結)会計期間末に従業員持株ESOP信託口が所有する当行株式2,037千株を含めて自己株式として計上しております。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社青森銀行	青森県青森市 橋本一丁目9番30号	1,130,000	—	1,130,000	0.54
計	—	1,130,000	—	1,130,000	0.54

注) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表においては、当行と従業員持株ESOP信託口が一体であるとする会計処理に基づき、当中間(連結)会計期間末に従業員持株ESOP信託口が所有する当行株式2,037千株を含めて自己株式として計上しております。なお、当該株式は上記「自己株式等」には含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	121,110	64,469
コールローン及び買入手形	50,000	75,000
買入金銭債権	1,262	1,416
商品有価証券	263	275
有価証券	1, 7, 12 845,723	1, 7, 12 868,844
貸出金		
	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,467,055	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,465,489
外国為替	951	644
リース債権及びリース投資資産	7 11,166	7 11,080
その他資産	7 21,397	7 19,851
有形固定資産	9, 10 21,655	9, 10 21,542
無形固定資産	1,436	1,317
繰延税金資産	-	530
支払承諾見返	16,208	16,081
貸倒引当金	15,226	14,571
資産の部合計	2,543,003	2,531,973
負債の部		
預金	7 2,188,910	7 2,161,990
譲渡性預金	136,190	156,660
コールマネー及び売渡手形	2,539	4,789
借入金	7, 11 76,439	7, 11 56,288
外国為替	4	25
その他負債	9,890	21,975
賞与引当金	647	655
役員賞与引当金	14	17
退職給付引当金	3,062	3,116
役員退職慰労引当金	11	9
睡眠預金払戻損失引当金	353	353
繰延税金負債	1,671	2,307
再評価に係る繰延税金負債	9 2,245	9 2,235
支払承諾	16,208	16,081
負債の部合計	2,438,188	2,426,506

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	19,562	19,562
資本剰余金	12,916	12,916
利益剰余金	46,681	48,610
自己株式	1,017	907
株主資本合計	78,143	80,181
その他有価証券評価差額金	17,280	15,495
繰延ヘッジ損益	77	68
土地再評価差額金	⁹ 2,511	⁹ 2,494
その他の包括利益累計額合計	19,713	17,921
新株予約権	74	71
少数株主持分	6,882	7,292
純資産の部合計	104,814	105,466
負債及び純資産の部合計	2,543,003	2,531,973

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
経常収益	25,395	24,652
資金運用収益	16,257	15,541
(うち貸出金利息)	11,844	11,130
(うち有価証券利息配当金)	4,320	4,337
役務取引等収益	2,773	2,838
その他業務収益	607	208
その他経常収益	¹ 5,756	¹ 6,063
経常費用	21,370	20,188
資金調達費用	1,204	1,215
(うち預金利息)	909	939
役務取引等費用	1,075	1,097
その他業務費用	1	100
営業経費	12,074	12,195
その他経常費用	² 7,014	² 5,579
経常利益	4,024	4,463
特別利益	18	45
固定資産処分益	18	28
負ののれん発生益	-	16
特別損失	77	44
固定資産処分損	74	33
減損損失	³ 2	³ 10
税金等調整前中間純利益	3,965	4,465
法人税、住民税及び事業税	186	327
法人税等調整額	1,155	1,134
法人税等合計	1,342	1,462
少数株主損益調整前中間純利益	2,623	3,002
少数株主利益	349	450
中間純利益	2,274	2,552

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,623	3,002
その他の包括利益	1,737	1,798
その他有価証券評価差額金	1,728	1,808
繰延ヘッジ損益	9	9
中間包括利益	4,361	1,204
親会社株主に係る中間包括利益	4,007	776
少数株主に係る中間包括利益	353	427

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	19,562	19,562
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	19,562	19,562
資本剰余金		
当期首残高	12,916	12,916
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,916	12,916
利益剰余金		
当期首残高	44,742	46,681
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	617
中間純利益	2,274	2,552
自己株式の処分	19	17
合併による増加	-	6
土地再評価差額金の取崩	12	17
当中間期変動額合計	1,638	1,928
当中間期末残高	46,380	48,610
自己株式		
当期首残高	1,319	1,017
当中間期変動額		
自己株式の取得	461	2
自己株式の処分	113	112
当中間期変動額合計	347	110
当中間期末残高	1,667	907
株主資本合計		
当期首残高	75,901	78,143
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	617
中間純利益	2,274	2,552
自己株式の取得	461	2
自己株式の処分	94	95
合併による増加	-	6
土地再評価差額金の取崩	12	17
当中間期変動額合計	1,290	2,038
当中間期末残高	77,191	80,181

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	9,248	17,280
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,724	1,784
当中間期変動額合計	1,724	1,784
当中間期末残高	10,973	15,495
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	95	77
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	9	9
当中間期変動額合計	9	9
当中間期末残高	86	68
土地再評価差額金		
当期首残高	2,487	2,511
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12	17
当中間期変動額合計	12	17
当中間期末残高	2,475	2,494
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,640	19,713
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,721	1,792
当中間期変動額合計	1,721	1,792
当中間期末残高	13,361	17,921
新株予約権		
当期首残高	49	74
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	8	3
当中間期変動額合計	8	3
当中間期末残高	57	71
少数株主持分		
当期首残高	6,150	6,882
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	344	409
当中間期変動額合計	344	409
当中間期末残高	6,495	7,292
純資産合計		
当期首残高	93,741	104,814

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	617
中間純利益	2,274	2,552
自己株式の取得	461	2
自己株式の処分	94	95
合併による増加	-	6
土地再評価差額金の取崩	12	17
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,074	1,386
当中間期変動額合計	3,364	651
当中間期末残高	97,105	105,466

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,965	4,465
減価償却費	934	848
減損損失	2	10
貸倒引当金の増減()	597	654
賞与引当金の増減額(は減少)	8	8
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	3
退職給付引当金の増減額(は減少)	33	54
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5	2
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	71	0
資金運用収益	16,257	15,541
資金調達費用	1,204	1,215
有価証券関係損益()	141	416
為替差損益(は益)	271	270
固定資産処分損益(は益)	56	4
商品有価証券の純増()減	28	12
貸出金の純増()減	689	1,566
預金の純増減()	104	26,919
譲渡性預金の純増減()	35,900	20,470
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	2,825	20,151
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	5,209	11,409
コールローン等の純増()減	37,856	25,153
コールマネー等の純増減()	853	2,250
外国為替(資産)の純増()減	1,301	306
外国為替(負債)の純増減()	3	21
リース債権及びリース投資資産の純増()減	171	86
資金運用による収入	16,970	16,623
資金調達による支出	1,339	1,405
その他	3,780	13,667
小計	92,058	40,336
法人税等の支払額	125	285
営業活動によるキャッシュ・フロー	91,933	40,621
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	249,940	202,840
有価証券の売却による収入	36,127	22,329
有価証券の償還による収入	126,757	154,373
有形固定資産の取得による支出	554	619
有形固定資産の売却による収入	70	84
無形固定資産の取得による支出	97	207
投資活動によるキャッシュ・フロー	87,637	26,879

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	629	617
少数株主への配当金の支払額	8	7
自己株式の取得による支出	461	2
自己株式の売却による収入	85	74
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,013	552
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	3
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,276	68,050
現金及び現金同等物の期首残高	45,679	119,554
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 48,956	¹ 51,504

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 5 社

青銀甲田株式会社

青銀ビジネスサービス株式会社

あおぎんカードサービス株式会社

あおぎんリース株式会社

あおぎん信用保証株式会社

(連結の範囲の変更)

なお、平成25年7月1日付であおぎんディーシーカードを存続会社とし、あおぎんクレジットカード株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、あおぎんカードサービス株式会社に商号を変更しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 5 社

4．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3 年～60 年

その他：2 年～20 年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,266百万円(前連結会計年度末は9,058百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11)外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。

(12)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14)消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15)ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料を収受すべき時にその他経常収益とその他経常費用を計上する方法によっております。

[次へ](#)

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
株 式	- 百万円	- 百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	724百万円	484百万円
延滞債権額	31,537百万円	31,905百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	3百万円	108百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	5,121百万円	5,422百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	37,385百万円	37,920百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	3,892百万円	3,259百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	118,305百万円	170,261百万円
リース債権及びリース投資資産	2,053百万円	1,799百万円
その他資産	819百万円	849百万円
計	121,178百万円	172,909百万円

担保資産に対応する債務

預金	17,181百万円	2,797百万円
借入金	57,658百万円	36,663百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
有価証券	38,644百万円	38,292百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
先物取引差入証拠金	32百万円	―百万円
保証金	72百万円	73百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
融資未実行残高	358,024百万円	360,441百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	355,375百万円	353,930百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
6,369百万円	6,367百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	33,697百万円	33,636百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	10,000百万円	10,000百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
7,950百万円	7,880百万円

（中間連結損益計算書関係）

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金戻入益	- 百万円	238百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸出金償却	126百万円	48百万円
貸倒引当金繰入額	388百万円	- 百万円
株式等売却損	604百万円	14百万円
株式等償却	391百万円	87百万円

3. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）を基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。

前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)			
地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失
青森県内	営業店舗	建物 1ヶ所	1百万円	青森県内	営業店舗	建物 3ヶ所	4百万円
	遊休資産	土地 1ヶ所	1百万円	青森県外	営業店舗等	土地建物 1ヶ所	5百万円
合計 2百万円 (うち建物 1百万円) (うち土地 1百万円)				合計 10百万円 (うち建物 8百万円) (うち土地 1百万円)			

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年 7 月 3 日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	211,121	—	—	211,121	
合 計	211,121	—	—	211,121	
自己株式					
普通株式	4,413	1,932	381	5,964	注 1、2
合 計	4,413	1,932	381	5,964	

注 1. 普通株式の自己株式の増加1,932千株のうち、1,924千株は定款の定めによる取締役会決議による買受による増加、また8千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少381千株のうち、335千株は従業員持株 E S O P 信託による売却による減少、また46千株は新株予約権の行使による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				57	
合計			—				57	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	629	3.0	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	623	利益剰余金	3.0	平成24年9月30日	平成24年12月10日

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	207,121	-	-	207,121	
合 計	207,121	-	-	207,121	
自己株式					
普通株式	3,546	7	386	3,167	注1、2
合 計	3,546	7	386	3,167	

注1. 普通株式の自己株式の増加7千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少386千株のうち、291千株は従業員持株E S O P信託による売却による減少、94千株は新株予約権の行使による減少、また0千株は単元未満株式の売却による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権			—		71	
合計				—		71	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	617	3.0	平成25年3月31日	平成25年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月14日 取締役会	普通株式	617	利益剰余金	3.0	平成25年9月30日	平成25年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 . 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
現金預け金勘定	70,245百万円	64,469百万円
定期預け金	380百万円	380百万円
その他の預け金	20,909百万円	12,585百万円
現金及び現金同等物	48,956百万円	51,504百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

銀行業務における店舗であります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「 4 . 会計処理基準に関する事項 」の
「 (4) 固定資産の減価償却の方法 」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断されるもの及び時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	121,110	121,110	—
(2) コールローン及び買入手形	50,000	50,000	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	14,247	14,439	192
その他有価証券	829,504	829,504	—
(4) 貸出金	1,467,055		
貸倒引当金(*1)	13,428		
	1,453,626	1,466,831	13,205
資産計	2,468,488	2,481,886	13,397
(1) 預金	2,188,910	2,190,064	1,154
(2) 譲渡性預金	136,190	136,190	—
(3) 借入金	76,439	76,439	—
負債計	2,401,539	2,402,693	1,154
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	64,469	64,469	-
(2) コールローン及び買入手形	75,000	75,000	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,038	13,189	150
その他有価証券	853,728	853,728	-
(4) 貸出金	1,465,489		
貸倒引当金(*1)	13,032		
	1,452,456	1,460,699	8,243
資産計	2,458,693	2,467,087	8,394
(1) 預金	2,161,990	2,162,893	903
(2) 譲渡性預金	156,660	156,660	-
(3) 借入金	56,288	56,288	-
負債計	2,374,939	2,375,842	903
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	-
デリバティブ取引計	(0)	(0)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、保証形式及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、保全率、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が１年超のものは、重要性が乏しいと判断し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	1,621	1,712
非上場外国株式(*1)	0	0
組合出資金(*3)	344	359
その他	4	4
合 計	1,971	2,077

(*1) 非上場株式及び非上場外国株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	社債	7,654	7,751	96
	その他	4,139	4,243	104
	小計	11,793	11,995	201
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	社債	300	299	0
	その他	2,153	2,145	8
	小計	2,453	2,444	8
合計		14,247	14,439	192

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	社債	7,680	7,757	77
	その他	4,525	4,606	80
	小計	12,205	12,364	158
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	社債	200	198	1
	その他	632	626	6
	小計	832	825	7
合計		13,038	13,189	150

２．その他有価証券

前連結会計年度（平成25年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	10,778	8,499	2,279
	債券	696,001	672,384	23,617
	国債	313,662	301,600	12,061
	地方債	223,882	215,144	8,738
	社債	158,457	155,639	2,817
	その他	45,066	42,643	2,423
	外国証券	34,928	33,579	1,349
	その他	10,137	9,064	1,073
	小計	751,846	723,526	28,319
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	8,365	9,767	1,402
	債券	52,936	52,955	18
	国債	7,997	7,998	1
	地方債	10,054	10,061	6
	社債	34,883	34,895	11
	その他	16,355	16,650	294
	外国証券	8,894	8,954	59
	その他	7,461	7,696	234
	小計	77,657	79,373	1,716
合計		829,504	802,900	26,603

当中間連結会計期間（平成25年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	15,726	12,417	3,308
	債券	617,184	598,229	18,955
	国債	287,794	277,763	10,031
	地方債	196,834	189,899	6,934
	社債	132,555	130,566	1,989
	その他	50,775	48,066	2,709
	外国証券	38,270	36,864	1,405
	その他	12,505	11,201	1,304
	小計	683,686	658,712	24,974
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	4,926	5,698	772
	債券	150,421	150,573	152
	国債	24,545	24,573	27
	地方債	38,110	38,166	55
	社債	87,764	87,833	68
	その他	14,694	14,993	299
	外国証券	9,118	9,195	77
	その他	5,575	5,797	221
	小計	170,041	171,265	1,223
合計		853,728	829,978	23,750

３．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、32百万円（株式）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、87百万円（株式）であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したもの及び時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののから時価の回復する見込みがあると認められる場合を除いたものを減損処理の対象としております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成25年３月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	26,603
その他有価証券	26,603
（ ）繰延税金負債	9,281
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	17,321
（ ）少数株主持分相当額	41
その他有価証券評価差額金	17,280

当中間連結会計期間（平成25年９月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	23,750
その他有価証券	23,750
（ ）繰延税金負債	8,236
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	15,513
（ ）少数株主持分相当額	18
その他有価証券評価差額金	15,495

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（１）金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	21	—	0	0
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	101	—	0	0
	買建	101	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引
該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引
該当事項はありません。

- (2) 通貨関連取引
前連結会計年度（平成25年3月31日現在）
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建 有価証券	9,792	-	0
	合計	—	—	—	0

（注）1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額および科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
営業経費	17百万円	16百万円

２．ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8 名及び当行執行役員 3 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注 1)	当行普通株式 159,300株
付与日	平成24年 7 月30日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない
権利行使期間	平成24年 7 月31日～平成54年 7 月30日
権利行使価格(注 2)	1円
付与日における公正な評価単価(注 2)	218円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1 株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8 名及び当行執行役員 3 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注 1)	当行普通株式 140,900株
付与日	平成25年 7 月29日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない
権利行使期間	平成25年 7 月30日～平成55年 7 月29日
権利行使価格(注 2)	1円
付与日における公正な評価単価(注 2)	235円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1 株当たりに換算して記載しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、国内において銀行業務を中心とした金融サービスに係る事業活動を展開しております。

従いまして、当行グループは金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業務」及び「リース業務」の２つを報告セグメントとしております。

「銀行業務」は主に預金業務や貸出業務、有価証券投資業務や為替業務等の金融取引を行っております。「リース業務」は主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

２．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	20,094	2,464	22,558	2,836	25,395	—	25,395
(2) セグメント間の内部経常収益	105	211	316	202	519	519	—
計	20,199	2,675	22,875	3,039	25,914	519	25,395
セグメント利益	3,467	206	3,673	355	4,028	4	4,024
セグメント資産	2,479,662	12,476	2,492,139	20,063	2,512,202	15,049	2,497,153
その他の項目							
減価償却費	854	78	933	1	934	—	934
資金運用収益	16,261	2	16,263	68	16,332	74	16,257
資金調達費用	1,147	66	1,213	61	1,275	70	1,204
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	549	35	584	—	584	—	584

(注) １．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、割賦販売業務、クレジットカード業務及び信用保証業務等を含んでおります。

３．調整額は、次の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権等の相殺消去であります。

(3) 資金運用収益の調整額は、セグメント間の貸出金利息等の相殺消去であります。

(4) 資金調達費用の調整額は、セグメント間の借用金利息等の相殺消去であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	19,142	2,325	21,467	3,184	24,652	—	24,652
(2) セグメント間の内部経常収益	84	178	262	202	465	465	—
計	19,226	2,503	21,730	3,387	25,117	465	24,652
セグメント利益	3,756	192	3,949	523	4,472	8	4,463
セグメント資産	2,514,541	12,335	2,526,877	20,142	2,547,019	15,046	2,531,973
その他の項目							
減価償却費	776	69	845	2	848	—	848
資金運用収益	15,540	1	15,542	49	15,592	50	15,541
資金調達費用	1,160	50	1,211	50	1,261	46	1,215
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	855	69	925	7	932	—	932

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、割賦販売業務、クレジットカード業務及び信用保証業務等を含んでおります。

3. 調整額は、次の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権等の相殺消去であります。

(3) 資金運用収益の調整額は、セグメント間の貸出金利息等の相殺消去であります。

(4) 資金調達費用の調整額は、セグメント間の借用金利息等の相殺消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務業務	リ - ス業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	11,846	5,178	2,773	2,675	2,920	25,395

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が、中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務業務	リ - ス業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	11,375	4,953	2,838	2,503	2,981	24,652

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が、中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	2	—	2	—	2

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	10	-	10	-	10

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	円	480.69	481.00

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9 月30日)
純資産の部の合計額	百万円	104,814	105,466
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	6,957	7,363
(うち新株予約権)	百万円	74	71
(うち少数株主持分)	百万円	6,882	7,292
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	97,856	98,102
1 株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	203,575	203,954

2. 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	11.00	12.52
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,274	2,552
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,274	2,552
普通株式の期中平均株式数	千株	206,597	203,761
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利 益金額	円	10.99	12.51
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	152	193
うち新株予約権	千株	152	193
希薄化効果を有しないため潜在株式調整 後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含 めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	120,399	63,891
コールローン	50,000	75,000
買入金銭債権	1,262	1,416
商品有価証券	263	275
有価証券	1, 7, 12 845,555	1, 7, 12 868,764
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,474,065	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,472,168
外国為替	951	644
その他資産	7,961	5,927
その他の資産	7 7,961	7 5,927
有形固定資産	9, 10 21,109	9, 10 20,998
無形固定資産	1,409	1,293
支払承諾見返	16,208	16,081
貸倒引当金	12,676	12,366
資産の部合計	2,526,508	2,514,095
負債の部		
預金	7 2,193,919	7 2,166,788
譲渡性預金	138,090	159,160
コールマネー	2,539	4,789
借入金	7, 11 65,749	7, 11 44,843
外国為替	4	25
その他負債	4,798	16,928
未払法人税等	130	152
リース債務	589	462
その他の負債	4,078	16,312
賞与引当金	620	623
役員賞与引当金	-	10
退職給付引当金	2,994	3,045
睡眠預金払戻損失引当金	353	353
繰延税金負債	2,273	2,307
再評価に係る繰延税金負債	9 2,245	9 2,235
支払承諾	16,208	16,081
負債の部合計	2,429,796	2,417,191

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	19,562	19,562
資本剰余金	12,916	12,916
資本準備金	12,916	12,916
利益剰余金	45,480	47,341
利益準備金	6,646	6,646
その他利益剰余金	38,834	40,694
別途積立金	34,000	36,000
繰越利益剰余金	4,834	4,694
自己株式	1,017	907
株主資本合計	76,941	78,912
その他有価証券評価差額金	17,262	15,494
繰延ヘッジ損益	77	68
土地再評価差額金	⁹ 2,511	⁹ 2,494
評価・換算差額等合計	19,695	17,919
新株予約権	74	71
純資産の部合計	96,712	96,904
負債及び純資産の部合計	2,526,508	2,514,095

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
経常収益	20,156	19,201
資金運用収益	16,261	15,540
(うち貸出金利息)	11,848	11,130
(うち有価証券利息配当金)	4,319	4,336
役務取引等収益	2,794	2,860
その他業務収益	607	208
その他経常収益	493	592
経常費用	16,708	15,471
資金調達費用	1,146	1,159
(うち預金利息)	909	939
役務取引等費用	1,271	1,293
その他業務費用	1	100
営業経費	¹ 12,495	¹ 12,589
その他経常費用	² 1,794	² 327
経常利益	3,447	3,730
特別利益	-	9
固定資産処分益	-	9
特別損失	30	42
固定資産処分損	28	31
減損損失	³ 2	³ 10
税引前中間純利益	3,417	3,697
法人税、住民税及び事業税	32	177
法人税等調整額	1,127	1,040
法人税等合計	1,159	1,218
中間純利益	2,257	2,478

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	19,562	19,562
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	19,562	19,562
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	12,916	12,916
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,916	12,916
資本剰余金合計		
当期首残高	12,916	12,916
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,916	12,916
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	6,646	6,646
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	6,646	6,646
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	32,000	34,000
当中間期変動額		
別途積立金の積立	2,000	2,000
当中間期変動額合計	2,000	2,000
当中間期末残高	34,000	36,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,922	4,834
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	617
別途積立金の積立	2,000	2,000
中間純利益	2,257	2,478
自己株式の処分	19	17
土地再評価差額金の取崩	12	17
当中間期変動額合計	378	139
当中間期末残高	4,543	4,694

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	43,568	45,480
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	617
中間純利益	2,257	2,478
自己株式の処分	19	17
土地再評価差額金の取崩	12	17
当中間期変動額合計	1,621	1,860
当中間期末残高	45,189	47,341
自己株式		
当期首残高	1,319	1,017
当中間期変動額		
自己株式の取得	461	2
自己株式の処分	113	112
当中間期変動額合計	347	110
当中間期末残高	1,667	907
株主資本合計		
当期首残高	74,727	76,941
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	617
中間純利益	2,257	2,478
自己株式の取得	461	2
自己株式の処分	94	95
土地再評価差額金の取崩	12	17
当中間期変動額合計	1,273	1,971
当中間期末残高	76,000	78,912
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	9,246	17,262
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,724	1,767
当中間期変動額合計	1,724	1,767
当中間期末残高	10,971	15,494
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	95	77
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	9	9
当中間期変動額合計	9	9
当中間期末残高	86	68
土地再評価差額金		
当期首残高	2,487	2,511
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12	17
当中間期変動額合計	12	17
当中間期末残高	2,475	2,494

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
評価・換算差額等合計		
当期首残高	11,638	19,695
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,721	1,775
当中間期変動額合計	1,721	1,775
当中間期末残高	13,359	17,919
新株予約権		
当期首残高	49	74
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	8	3
当中間期変動額合計	8	3
当中間期末残高	57	71
純資産合計		
当期首残高	86,415	96,712
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	617
中間純利益	2,257	2,478
自己株式の取得	461	2
自己株式の処分	94	95
土地再評価差額金の取崩	12	17
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	1,729	1,779
当中間期変動額合計	3,002	191
当中間期末残高	89,418	96,904

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～60年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,266百万円（前事業年度末は9,058百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

[次へ](#)

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
株 式	27百万円	27百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
破綻先債権額	424百万円	260百万円
延滞債権額	30,749百万円	31,183百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	3百万円	108百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
貸出条件緩和債権額	5,048百万円	5,382百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
合計額	36,224百万円	36,935百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
	3,892百万円	3,259百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	118,305百万円	170,261百万円
計	118,305百万円	170,261百万円
担保資産に対応する債務		
預金	17,181百万円	2,797百万円
借入金	55,148百万円	34,327百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
有価証券	38,644百万円	38,292百万円

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
先物取引差入保証金	32百万円	—百万円
保証金	22百万円	22百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
融資未実行残高	346,372百万円	349,592百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	343,724百万円	343,081百万円
（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）		

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年 3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成13年 3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
	6,369百万円	6,367百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
減価償却累計額	31,587百万円	31,709百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
劣後特約付借入金	10,000百万円	10,000百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
	7,950百万円	7,880百万円

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却費実施額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
有形固定資産	526百万円	456百万円
無形固定資産	322百万円	313百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
貸出金償却	90百万円	- 百万円
貸倒引当金繰入額	410百万円	13百万円
株式等売却損	604百万円	14百万円
株式等償却	386百万円	87百万円

3. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）を基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。

前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)			
地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失
青森県内	営業店舗	建物 1ヶ所	1百万円	青森県内	営業店舗	建物 3ヶ所	4百万円
	遊休資産	土地 1ヶ所	1百万円	青森県外	営業店舗等	土地建物 1ヶ所	5百万円
合計 2百万円 (うち建物 1百万円) (うち土地 1百万円)				合計 10百万円 (うち建物 8百万円) (うち土地 1百万円)			

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 : 千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	4,413	1,932	381	5,964	注 1、 2
合 計	4,413	1,932	381	5,964	

注 1 . 普通株式の自己株式の増加1,932千株のうち、1,924千株は定款の定めによる取締役会決議による買受による増加、また8千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2 . 普通株式の自己株式の減少381千株のうち、335千株は従業員持株 E S O P 信託による売却による減少、また、46千株は新株予約権の行使による減少であります。

当中間会計期間(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 : 千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,546	7	386	3,167	注 1、 2
合 計	3,546	7	386	3,167	

注 1 . 普通株式の自己株式の増加7千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2 . 普通株式の自己株式の減少386千株のうち、291千株は従業員持株 E S O P 信託による売却による減少、94千株は新株予約権の行使による減少、また0千株は単元未満株式の売却による減少であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、現金自動設備 (A T M) であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「 4 . 固定資産の減価償却の方法 」に記載のとおりであります。

[次へ](#)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (平成25年 3 月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間 (平成25年 9 月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表 (貸借対照表) 計上額

(単位 : 百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
子会社株式	27	27
関連会社株式	—	—
合計	27	27

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

[前へ](#)

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	10.92	12.16
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,257	2,478
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,257	2,478
普通株式の期中平均株式数	千株	206,597	203,761
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	10.91	12.15
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	152	193
うち新株予約権	千株	152	193
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成25年11月14日開催の取締役会において、第106期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	617百万円
1 株当たりの中間配当金	3円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成25年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

株式会社青森銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	部	俊	夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植	村	文	雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	藤	武	男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青森銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

株式会社青森銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	部	俊	夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植	村	文	雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	藤	武	男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青森銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第106期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社青森銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。